



【避難施設・避難場所の種別】避難施設・避難場所は、目的に応じた種類があり、それぞれ開設する時期などが異なります。

●指定緊急避難場所：災害が発生した時に災害の危険から緊急に逃れるために、必要に応じて亀岡市が開設する場所です。災害の種類によっては避難ができない場合もあるので、注意が必要です。また、自治会館などは、災害の発生に備えて自主避難することもできます。（赤字の施設は、最も早い段階で開設する避難所です。）（※1）（※2）

●指定避難所：災害が発生した時に被災者が一定期間滞在するために、必要に応じて亀岡市が開設する施設です。

No.	地区名	施設などの名称	所在地	異常気象の区分							電話番号
				洪水	内水はん濫	崖崩れ	土石流	地震	大規模火災	指定避難所	
33	大井町	大成中学校（体育館）	大井町土田1丁目5-7	○	○	○	○	○	○	○	24-6858
34		大井小学校（体育館）	大井町並河1丁目3-1	○	○	○	○	○	○	○	22-3202
35		<b>大井生涯学習センター</b>	<b>大井町土田2丁目11-20-201</b>	○	○	○	○	○	○	○	<b>22-0157</b>
36		亀岡市立幼稚園	大井町並河検見ヶ上7	○	○	○	○	○	○	○	25-1422
37	千代川町	千代川小学校（体育館）	千代川町北ノ庄国主ヶ森21	○	○	○	○	○	○	○	22-5158
38		<b>千代川町自治会館（※3）</b>	<b>千代川町北ノ庄国主ヶ森19</b>	○	○	○	○	○	○	○	<b>22-5521</b>
39	馬路町	亀岡川東学園（体育館）	馬路町溝ノ上14-4	○	○	○	○	○	○	○	22-0679
40		<b>馬路生涯学習センター</b>	<b>馬路町流川2-1</b>	○	○	○	○	○	○	○	<b>22-0661</b>
41		馬路文化センター	馬路町小米田45-4	○	○	○	○	×	○	○	23-2005
42	旭町	<b>旭コミュニティセンター</b>	<b>旭町年角25</b>	○	○	○	○	×	○	○	<b>22-5533</b>
43	千歳町	<b>千歳町自治会館</b>	<b>千歳町千歳垣根2-3</b>	○	○	○	×	○	○	○	<b>22-0682</b>
44		さくら公園体育館（※3）	千歳町国分後田1	○	○	○	○	○	○	○	25-9786
45	河原林町	<b>河原林生涯学習センター</b>	<b>河原林町河原尻上六反田9-1</b>	○	○	○	○	○	○	○	<b>22-0120</b>
46	保津町	保津小学校（体育館）	保津町構ノ内20	○	○	○	×	○	○	○	22-0350
47		<b>保津町公民館</b>	<b>保津町構ノ内53</b>	○	○	○	○	×	○	○	<b>22-0810</b>
48		保津文化センター（※3）	保津町式番11-1	○	○	○	○	○	○	○	23-2346
49	篠町	東輝中学校（体育館）	篠町広田3丁目28-1	○	○	○	○	○	○	○	24-3418
50		詳徳中学校（体育館）	篠町柏原中又7	○	○	○	○	○	○	○	23-9393
51		安詳小学校（体育館）	篠町篠中北裏68	○	○	○	○	○	○	○	22-0320
52		詳徳小学校（体育館）	篠町柏原田中3-1	○	○	○	○	○	○	○	24-5669
53		<b>篠公民館（自治会館）</b>	<b>篠町篠中北裏68</b>	○	○	○	○	×	○	○	<b>22-0047</b>
54		東部文化センター	篠町野条イカノ辻南76	○	○	○	○	○	○	○	23-4611
55	東つつじヶ丘	<b>東つつじヶ丘ふれあいセンター</b>	<b>東つつじヶ丘都台3丁目6-7</b>	○	○	○	○	○	○	○	<b>23-3726</b>
56	西つつじヶ丘	<b>西つつじヶ丘ふれあいセンター</b>	<b>西つつじヶ丘大山台1丁目12-13</b>	○	○	○	○	○	○	○	<b>23-2444</b>
57		つつじヶ丘小学校（体育館）	西つつじヶ丘霧島台1丁目1	○	○	○	○	○	○	○	23-7877
58	南つつじヶ丘	<b>南つつじヶ丘コミュニティセンター</b>	<b>南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1</b>	○	○	○	○	○	○	○	<b>25-8251</b>
59		南つつじヶ丘小学校（体育館）	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1	○	○	○	○	○	○	○	25-2877
合計				58	58	55	51	49	59	58	

（※1）指定緊急避難場所のうち、指定避難所の欄が「○」となっている施設は、指定避難所も兼ねた施設です。

（※2）「異常気象の区分」の欄が「×」となっている施設は、その異常気象が発生しているときは「指定緊急避難場所」としての利用はできません。近隣の他の施設を利用します。

（※3）洪水は計画規模降雨（概ね100年に一度の降雨）を想定していますが、想定最大規模降雨時（概ね1,000年に一度の降雨）には、浸水区域に含まれるため、状況に応じて近隣の避難所への移動が必要となる場合があります。